

「電気事業法施行規則」、「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」及び「発電用風力設備の技術基準の解釈」の一部改正に対する意見の募集について

平成21年10月17日
経済産業省
原子力安全・保安院
電力安全課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

経済産業省では、別紙概要のとおり、「電気事業法施行規則」、「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」及び「発電用風力設備の技術基準の解釈」の改正を予定しています。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

- ・電気事業法施行規則及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令新旧対照表
- ・発電用風力設備の技術基準の解釈新旧対照表

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課
(東京都千代田区霞ヶ関 経済産業省別館3階)

4. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

平成21年10月17日(土)～平成21年11月16日(月)必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

〒100-8986

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省原子力安全・保安院 電力安全課 パブリックコメント担当 あて

(2) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のF A X 番号宛にお送り下さい。

F A X 番号：(03)3580-8486

(3) 電子メール(意見提出用紙を添付してお送り下さい。)

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： denanka-pabukome@meti.go.jp

(電子メールの件名を「電気事業法施行規則等の一部改正に対する意見」として下さい。)

電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X 番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

電気事業法施行規則等の一部改正に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[F A X 番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)	
・ 意見内容	
・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)	